

市民生活

- 1 協働のまちづくりを進める
 - 1 市民活動の促進
 - 2 市民参画の推進
- 2 一人ひとりが輝いて暮らせる
 - 1 人権の尊重
 - 2 男女共同参画社会の推進

- 1 協働のまちづくりを進める

- 1 - 1 市民活動の促進

1 . 現状と課題

- 本市では、自治会や小学校区を単位としたコミュニティ推進組織等による地縁型市民活動をはじめ、福祉、教育、文化、環境など共通の関心・目的を実現するために行われるテーマ型市民活動など、幅広い分野において市民活動¹が展開されています。
- これらの市民活動は、きめ細かな公共サービスの提供や新たな社会問題への対応等の面で心強い担い手としての役割が期待されています。
- 市民活動は、市民にとって自らが主体的にまちづくりに参画し、力や知恵を発揮して社会貢献のできる生きがい・活動の場ともなりつつあります。
- 今後さらに、情報、資金、人材、活動場所の4つの活動資源が、市民活動に提供される仕組みづくりに努めるとともに、市民活動に対する支援の機運を醸成していくことにより、本市における市民活動を一層促進することが必要です。

2 . 前期基本計画の実績・評価

(1) 実施した主要施策・事業等

- コミュニティ推進組織の未形成地区において、説明会等を実施し、平成21年（2009年）3月には市内全域の31地区にコミュニティ推進組織が形成されました。
- コミュニティ推進組織に対して活動補助等を実施し、地域の特性を生かした活動を支援しています。
- 市民活動の拠点となる「市民活動支援センター」を運営し、平成21年（2009年）3月には320を超える市民活動団体が支援センターに登録し、広範な分野にわたる活発な活動を行っています。
- 「市民活動促進協議会」を設置し、広く市民からの意見をいただきながら、市民活動に対する支援を行いました。
- 平成21年（2009年）2月に、本市における市民活動を促進していくにあたっての基本方針や具体的施策を掲げた「市民活動促進指針」を策定しました。

(2) 市民の評価

- 市民アンケート調査の結果：「コミュニティ活動の充実」に対する満足度

区分	満足	まあ満足	やや不満	不満	わからない	無回答
全体	2.9%	32.4%	15.1%	3.7%	33.8%	12.1%

3 . 基本方向

人と人との連帯意識や信頼のきずなが再生され、魅力と活気あふれる市民自治文化が創造されることを目指し、市民活動を支援します。

4 . 推進施策の展開

(1) 活動資源に関する支援の充実

- 市民活動に関する情報を収集し、インターネットなどの広報媒体を通して情報提供に努めます。
- 民間も含めた資金助成に関する情報の集約に努め、活動資金についての相談・情報提供機能を充実します。
- 市民活動に係る人材育成のため、スキルアッププログラムの研究やリーダー養成等の講座・研修会の充実を図ります。
- 市民活動団体にとって利用しやすい活動場所の確保に努めます。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
市民活動相談の年間件数 (件)	平成20年度	平成26年度	市民活動に関する年間相談件数
	81	200	

(2) コミュニティ組織の活性化

- 各地域におけるコミュニティ活動の活性化を図るため、地域や団体の相互交流を促進し、連携強化を図るとともに、コミュニティ・リーダーの発掘と育成に努めます。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
コミュニティ交流集会等の 年間延べ参加者数(人)	平成20年度	平成26年度	コミュニティ交流集会等への 年間の延べ参加者数
	145	200	

(3) 市民活動の普及・啓発

- 市民活動に対する支援の機運が高まるよう市民や企業に対して市民活動の普及・啓発に努めます。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
市民活動関連講座等の年間 延べ参加者数(人)	平成20年度	平成26年度	市民活動関連講座等への年間 の延べ参加者数
	648	1,000	

(4) 協働のための環境整備

- 市民活動団体と地域における多様な主体との連携・協働²をより進めていくため、市民活動団体の社会的信頼の獲得促進や市政に対する市民の参画機会の創出などに努めます。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
市民活動グループバンク登 録グループ数(団体)	平成20年度	平成26年度	周南市市民活動支援センター に登録している市民活動グル ープ数
	322	400	

5. 主要事業

- 市民活動相談事業
市民活動を始めようと考えている方々や、すでに活動している方々に対する相談事業。

- **コミュニティ推進事業**

周南市コミュニティ推進連絡協議会や各地区コミュニティ推進組織の活動を支援することにより、自主と連帯に支えられたまちづくりを推進する事業。

- **自治会集会所等建設費助成事業**

住民が行う自治会集会所等建設事業への助成を通して、地域のコミュニティづくりを推進する事業。

- **市民活動グループ交流支援事業**

市民活動グループ間の交流機会の拡大や情報交換の場の提供などを行い、活動の広がりを促進する事業。

- **市民活動講座開催事業**

市民活動の定着・発展につながる学習講座等の開催事業。

- **市民活動グループバンク事業**

市民活動グループの情報（代表者名・連絡先・活動内容等）を収集、データベース化して広く市民に公開する事業。

用語説明

- 1 **市民活動**

不特定多数の人々の利益や、地域住民の生活及び地域社会の維持発展を目的として行う非営利で自主的な活動。

- 2 **協働**

自立した主体同士が、目標を共有した上、対等な立場に立ち、それぞれに果たすべき責任と役割を自覚し、協力し合うこと。

- 1 - 2 市民参画の推進

1 . 現状と課題

- 地方分権の時代を迎え、地方自治体は、自主性及び自立性を発揮して地域の実情に合った自治を展開していくことが求められており、自治の主体である市民が持つ知識や経験などを、市の施策に反映させていくことが重要です。
- 本市では、「周南市市民参画¹条例」の規定に基づき、パブリック・コメント²やワークショップ³などの様々な市民参画の方法を用いて、市民の意見を伺いながら、様々な施策を進めています。
- 市民参画手続の透明性をさらに高め、市民参画を適切に実施していく中で、市民参画条例の実効性を高めていくことが求められます。
- 市民一人ひとりが身近に感じることでできる市民参画となるように、市民参画方法の普及に努めていく必要があります。
- 市政への市民参画をきっかけとして、市民一人ひとりが地域に対する関心を高め、自らが公共の担い手となり、より豊かな周南市の実現に向けて、ともに考え、ともに行動していくことが必要です。

2 . 前期基本計画の実績・評価

(1) 実施した主要施策・事業等

- 市民が市政に参画するために必要な基本ルールについて、市民とともに検討を重ね、平成19年（2007年）4月に周南市市民参画条例を施行しました。
- 市民参画の適正な運用及び市民参画を推進する上で必要な事項を審議するため、「市民参画推進審議会」を設置しました。
- 「市民参画実施状況年次報告」を作成し、広く市民に公表しました。

年 度	市民参画に取り組んだ施策数	市民参画方法の実施件数
平成19年度	81施策	103件
平成20年度	87施策	118件

- メンバー一人ひとりの発言や持っている力を引き出しながら、参画型会議の進行役を担う「ファシリテーター」の育成を目指す講座を開設しました。

(2) 市民の評価

- 市民アンケート調査の結果：「市政への参画や市民と行政の協働の推進」に対する満足度

区 分	満 足	まあ満足	やや不満	不 満	わからない	無回答
全 体	1.8%	17.8%	20.7%	9.6%	37.2%	12.9%

3 . 基本方向

市民参画条例の実効性を高め、より一層市民が市政に参画できる環境づくりを進めます。

4 . 推進施策の展開

(1) 市民参画機会の拡充

- 市民一人ひとりが、いつでも・だれでも、自由に参画することができる多様な市民参画方法や仕組みを整備し、市の施策等を進める中で、市民参画手続を実践します。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
市民参画を実施した施策数 (施策)	平成20年度	平成26年度	パブリック・コメントやワークショップなどの市民参画方法を用いて、市民の意見等を伺いながら進めた年間の施策数
	87	100	

(2) 市民参画評価システムの確立

- 市民参画の推進を図るとともに、市民参画手続の透明性を高めるため、毎年度の市民参画の実施状況について、審議、評価し、結果を公表するシステムを確立します。

(3) 市民参画に係る人材養成

- 中立的な立場で円滑に会議の進行を行うことのできる司会進行役やファシリテーター（促進者）の人材確保を図ります。
- 市民参画の視点を持ち市民パワーを最大限に引き出し生かすことのできる職員の育成を図ります。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
市民参画関連講座等の年間延べ参加者数（人）	平成20年度	平成26年度	市民参画関連講座等への年間の延べ参加者数
	197	250	

5 . 主要事業

- 市民参画推進審議会の設置・運営
市民参画条例の実効性を高め、推進していくため、市民参画推進審議会を設置し運営する事業。
- 市民参画実施状況年次報告の作成・公表
市民参画手続の透明性を高め、市民参画を推進していくため、年間の市民参画実施状況を作成し公表する事業。
- 市民参画の普及啓発
市民参画方法を普及し、市民参画を担う人材を養成する事業。

用語説明

1 市民参画

市の機関が行う施策に市民の意見、提案等を反映させるため、その企画立案から実施、評価に至るまで、市民が主体的に参画すること。

2 パブリック・コメント

市の機関が施策を定めるとき、その原案を公表して、書面等により広く意見を求め、その意見の概要、意見に対する市の機関の考え方等を公表する方法。

3 ワークショップ

市の機関が施策を定めるとき、市民と市の機関又は市民同士が問題点を共有し、認識しながら、相互に議論、共同作業などを通して、案を作り上げていく方法。

- 2 - 1 人権の尊重

1 . 現状と課題

- 現在の人権問題は多様化・複雑化しており、課題ごとの施策だけでは対応できなくなっています。
- 周南市の施策をより効果的なものとするために、また、行政区域を越えた問題を解決するために国や県、関係機関との連携を図る必要があります。
- 人権問題は行政だけでなく社会全体で取り組まなければならない問題であり、市民を巻き込んだ人権教育・啓発の推進体制づくりが求められています。
- 効果的な人権教育・啓発の取り組みとして、幅広い世代が経験し、共感できる行事を開催する必要があります。
- 市民が抱える様々な人権問題に対応するために、相談・支援体制の整備・周知が必要となっています。

2 . 前期基本計画の実績・評価

(1) 実施した主要施策・事業等

- 市役所内を横断的につなぐ「周南市人権施策推進連絡会議」を組織し、人権行政を総合的に調整できる体制を整えました。
- 様々な人権課題に対応したセミナーや公民館、学校を拠点にした地域での講演会の開催など学習機会を提供しました。
- 周南人権擁護委員協議会など関係機関との連携をとりながら、人権相談事業や啓発活動を支援しました。
- 今後の人権施策に役立てるため、「人権に関する意識調査」を実施しました。

(2) 市民の評価

- 市民アンケート調査の結果：「人権の尊重と男女共同参画社会の実現」に対する満足度

区分	満足	まあ満足	やや不満	不満	わからない	無回答
全体	2.3%	23.2%	17.0%	5.8%	39.2%	12.5%

3 . 基本方向

「あらゆる人の人権が尊重されるまち」の実現を目指し、市民の身近な地域や学校を拠点とした推進体制の充実に努めます。

4 . 推進施策の展開

(1) 人権教育の推進

- 学校、地域社会、企業職場等のあらゆる場を通して、学習機会の充実に努めます。
- 様々な人権課題に対応するため、学習・研修資料等の整備・充実に努めます。

(2) 人権啓発の推進

- 「人権に関する意識調査」を活用し、市民の意見を反映した人権施策を実現できる体制づくりを行います。
- 人権の花運動¹を展開し、児童が協力して花を育てる取り組みを通して、子どもの人権感覚を育みます。
- 多様化・複雑化した人権課題に対応できる体制の充実に努めます。
- 人権に配慮した行政の実現に努めます。

(3) 関係機関との連携

- 関係機関と連携して、特設人権相談所などを開設し、市民が抱える人権問題の解決を支援します。

5 . 主要事業

- 人権教育研修事業
地域、教職員、保護者や企業を対象とした人権研修会等の開催事業。
- 人権啓発事業
人権講演会等を通して人権啓発を推進する事業。
- 周南人権擁護委員協議会支援事業
周南人権擁護委員協議会の活動を支援する事業。

用語説明

1 人権の花運動

児童が協力して花を育てることを通じて、協力、感謝することの大切さを学び、情操豊かで、思いやりのある心を育むことを目的とした運動。

- 2 - 2 男女共同参画社会の推進

1. 現状と課題

- 男女が互いに人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別や世代にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、活力ある地域づくりのために重要な課題となっています。
- 家庭・職場・地域において男女共同参画への意識は変化しているものの、引き続き男女平等理念の普及を図る必要があります。
- 市の審議会等の女性委員が占める割合は、平成21年（2009年）4月1日現在で25.1%であり、目標とする40%を下回っており、行政の政策や方針決定の場に女性が参画できるよう積極的な取り組みが必要です。
- ドメスティック・バイオレンス（DV）¹に関する相談件数が増加傾向にあり、相談窓口の周知に努め、関係機関と連携して被害者支援の充実を図っていく必要があります。

2. 前期基本計画の実績・評価

(1) 実施した主要施策・事業等

- 平成16年（2004年）に「周南市男女共同参画推進条例」を制定し、これに基づいて平成17年（2005年）に「周南市男女共同参画基本計画（すまいるプラン周南）」を策定しました。
- 市民と協働での男女共同参画フォーラムをはじめ地域講座や各種セミナーを開催し、男女共同参画社会への理解を深めるための意識啓発を行いました。
- 男女共同参画推進員を研修等により市民リーダーとして養成し、市民から市民への普及啓発を各地域で図りました。
- 男女共同参画情報誌「じょいんと」やDV相談窓口紹介カードを公共施設へ設置し、相談窓口の明確化・周知を図りました。

(2) 市民の評価

- 市民アンケート調査の結果：「人権の尊重と男女共同参画社会の実現」に対する満足度

区分	満足	まあ満足	やや不満	不満	わからない	無回答
全体	2.3%	23.2%	17.0%	5.8%	39.2%	12.5%

3. 基本方向

社会のあらゆる分野に男女が参画し、お互いが対等なパートナーとして個性と能力を存分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指します。

4. 推進施策の展開

(1) 推進体制の充実

- 「男女共同参画基本計画」に基づき、施策の総合的で計画的な推進を図ります。

- 男女共同参画推進本部を軸とした全庁的な取り組みを強化するとともに、男女共同参画推進員による地域での推進活動の充実や市民組織の育成と活動支援に努めます。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
男女共同参画推進員年間活動回数（回）	平成20年度	平成26年度	男女共同参画社会実現に向けて普及・啓発などを行う推進員の年間の活動回数
	14	20	

(2) 男女共同参画意識の醸成

- 学校教育を通じて、男女共同参画についての学習機会を拡充します。
- 学習会の開催や情報誌の発行により男女共同参画に向けた意識づくりに努めます。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
学習会等への参加者数(人)	平成20年度	平成26年度	男女共同参画意識醸成を目的とした学習講座等への年間延べ参加者数
	1,217	1,500	

(3) 能力発揮と就業のための条件整備

- 審議会等への女性の参画、女性職員の管理職への登用など、あらゆる分野での施策・方針決定過程への男女共同参画を推進します。
- 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が図られ、家庭生活と社会生活の両立ができる環境づくりに努めます。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
審議会等における女性委員登用率（％）	平成21年度	平成26年度	市の委員会や審議会などにおける女性委員が占める割合
	25.1	40.0	

(4) 男女間における暴力の根絶

- 男女間の暴力やセクシュアル・ハラスメント²の根絶について啓発します。
- DV等に対する相談窓口の周知を図るとともに、県相談センター、警察署等の関係機関と連携し、相談体制の充実に努めます。

5. 主要事業

- 男女共同参画推進体制充实事業
- 男女共同参画啓発事業
学校、地域、職場など様々な分野での意識啓発を行う事業。
- 政策・方針決定過程への男女共同参画推進事業
- ドメスティック・バイオレンス対策支援事業
相談窓口の周知及び相談体制を充実して支援を行う事業。

用語説明

- 1 ドメスティック・バイオレンス（DV）
配偶者やパートナーなど親密な関係にある者からの暴力をいう。

2 セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反して他の人を不快にさせる性的な言動をいう。